

【土木工事共通仕様書 新旧対照表】

[旧]

[新]

第1編 共通編

第1章 総則

第1節 総則

1-1-1-8 工事着手

受注者は、特記仕様書に工事に着手すべき期日について定めがある場合を除き、特別の事情がない限り、工事開始日から工事着手までの期間は、最低 30 日を必要日数として、工事着手しなければならない。

第1編 共通編

第1章 総則

第1節 総則

1-1-1-8 工事着手

受注者は、特記仕様書に工事に着手すべき期日について定めがある場合には、その期日までに工事着手しなければならない。特記仕様書に定めがない場合、工事開始日から30日以内に工事に着手しなければならない。